

日常生活での支援を必要とする人の 支援ニーズの評価システム

ABITは厚生労働省社会福祉推進事業で開発された判定ツールです。
福祉事務所のケースワーカーの利用を想定しています。



その人自身が持つ苦手さを配慮した【支援ニーズ評価】による新しい仕組みが、
地域で自立して暮らしていくことを可能にする。

生活保護受給者の中でも、従来の無料低額宿泊所の利用者に関しては、貧困ビジネス対策等の対応で、利用者の中に軽度の知的障害や発達障害、精神障害等のその人自身が持つ苦手さがある場合、「日常生活支援住居施設」での支援を提供するスキームに転換しています。実際、生活保護受給者や生活困窮者の中に、自分の支援ニーズに気づかず、支援を求められてもいない人たちがいます。「支援ニーズがあること」が明確になることで、支援のステップを始められます。

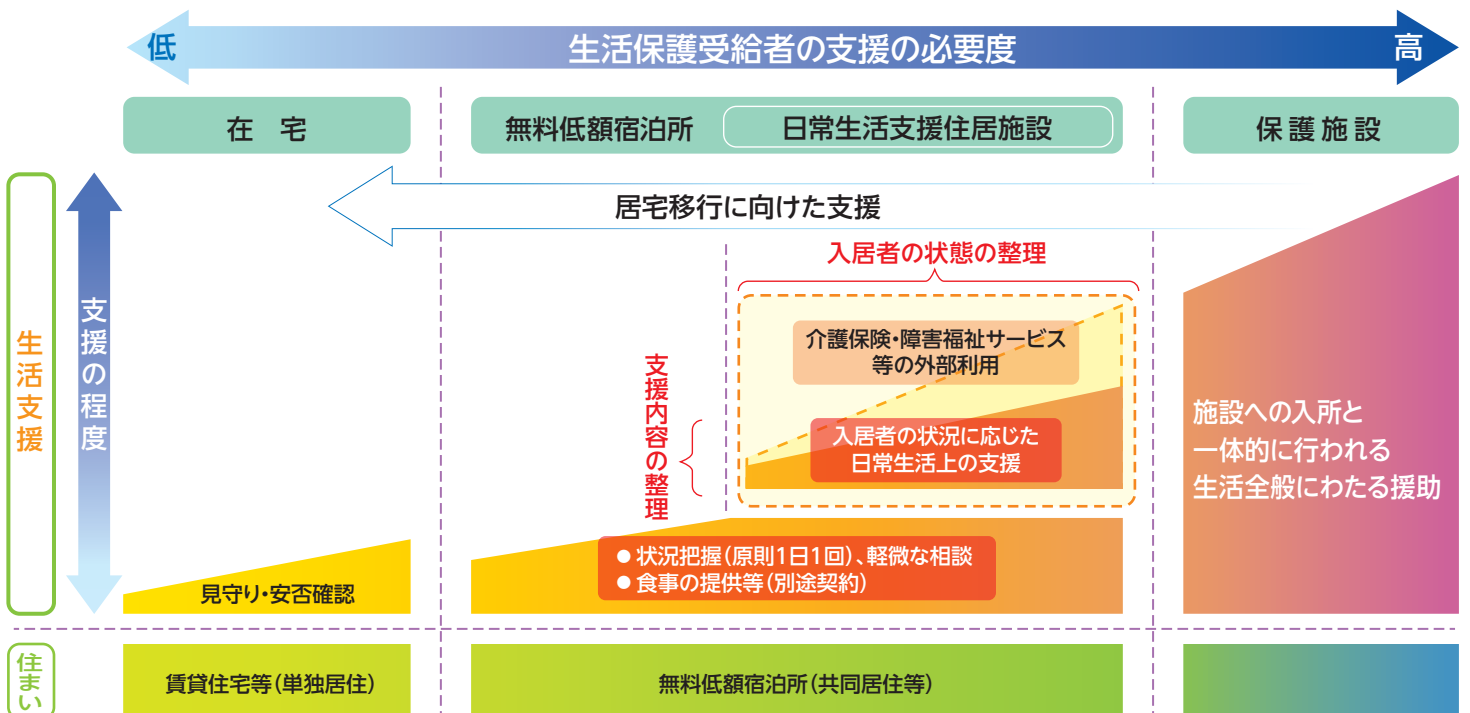
生活保護受給者のうち、炊事・洗濯・掃除等の家事、服薬等の健康管理、金銭管理、人とのコミュニケーションなど、日常生活を送る上で課題のある方が地域の中で安定して暮らしていくためには、住居の確保だけでなく、その方の課題に応じた生活上の支援を行うことが必要となります。

生活保護受給者のなかに、さまざまな支援ニーズをもつ人たちがいます。現在すでにある生活保護のなかの扶助だけでは自立をしていくことが難しく、その理由が社会的環境的要因だけではない場合も少なくありません。
ご本人も気づいていない生来の苦手さによって日常生活における適応行動ができないのだとすれば、障害児者福祉など他のサービスを利用することも選択肢として考えて、その人なりの自立を目指していく可能性もあります。
生活保護以外でも、保護観察対象者における再犯者や婦人保護事業対象者、多重債務者などにおいても同様の可能性があります。

障害に起因する支援ニーズの把握

それら生活上の支援については、救護施設等の保護施設や無料低額宿泊所のなかの「日常生活支援住居施設」をはじめ、認知症や障害者のグループホームや有料老人ホーム等のほか、一般の住宅に住みながら利用可能な福祉サービス等を活用を図るなど、様々な形態によって提供されています

特に、軽度の知的障害や発達障害、精神障害などの「見てわかりにくい障害」がある場合、ケースワーカーや福祉領域の関係者でも十分に障害特性が把握しにくいこともあり、無料で短時間で簡便に状態像が把握できる、エビデンスのあるアセスメントツールが必要とされます。支援ニーズを各々の機関の基準ではなく、全国同じ基準において客観的な数値で把握することはとても重要なことです。

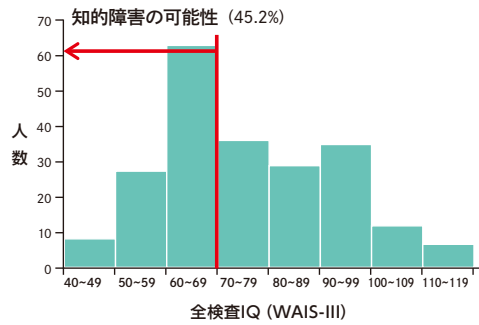


※無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設の位置づけについて、在宅生活と保護施設との関係性を整理したチャートであり、日常生活上の支援の提供については、他法のサービス活用など様々な形態があることに留意する必要があります。

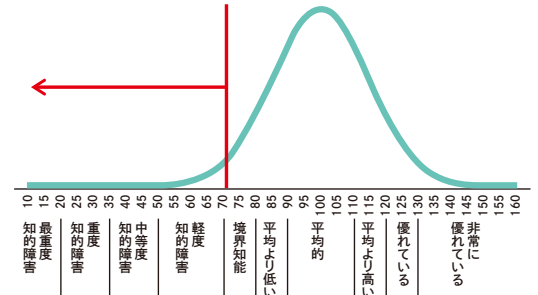
▶ 支援が必要な人を把握するために必要なこと

無料定額宿泊施設に入所していた人には支援を必要とする人が多い。
(2017・2018年度厚生労働省社会福祉推進事業)

● 知的能力面での支援を必要とする人が多い。(一般群では平均が100となるIQ分布の比較)

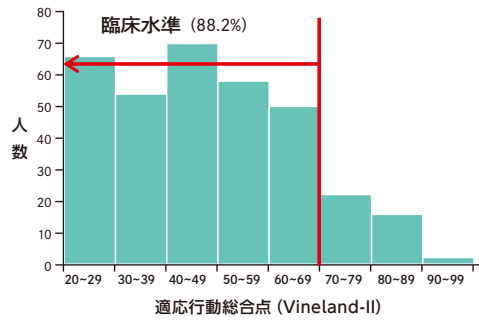


一般母集団におけるIQの理論的分布と知的段階の分類 (参考)

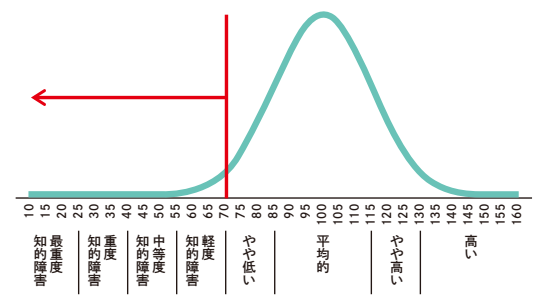


● 日常生活上の適応行動に関する支援を必要とする人が多い。(一般群では平均が100となる得点分布の比較)

(適応行動総合点が70点を下回る場合、知的障害相当の得点で、支援を必要とすることを意味する)



Vineland-II適応行動尺度について
領域標準得点・適応行動総合点の適応水準の分類



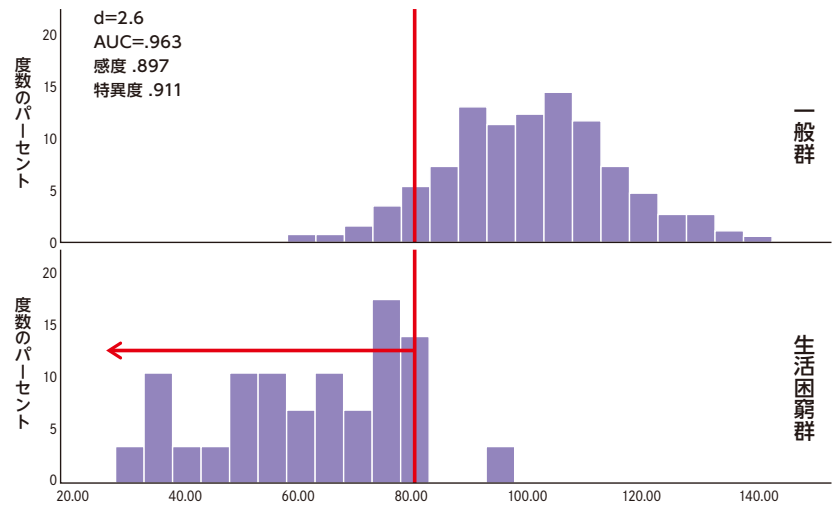
ABITの総合適応度評定では、知的機能、適応行動、メンタルヘルス、発達障害傾向を総合的に分析して得点化します。



ABITは支援が必要な人を、支援ニーズの分析を伴って科学的に判定することができます。

(2019年度厚生労働省社会福祉推進事業)

ABITの総合適応度評定における比較



▶ ABITの判定ツールとしての機能

- 所有時間約30分と効率的
- 経験の浅いスタッフでも実施可能

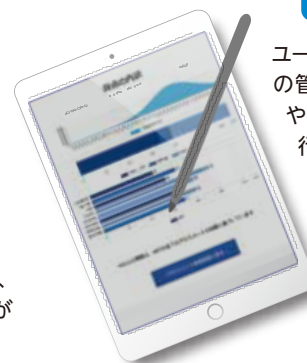
アセスメント

施設職員評定

- ① 適応行動評定機能
- ② ASD特性評定機能
- ③ ADHD特性評定機能
- ④ 統合失調症症状評定機能
- ⑤ 身体的健康評定機能

当事者評定

- ① 精神的健康評定機能
- ② 知的能力測定機能
(数的処理能力・言語処理能力・視覚情報処理能力)



情報の管理

ユーザー情報管理、データベースの管理だけではなく、質問項目やデータの新規作成・修正等を行って行くことができます。個人情報や情報データの管理については、各福祉事務所や自治体の個人情報保護ポリシーに従った設定を行います。

総合適応度評定

各アセスメント機能で得られた各評定を総合的に評価して、要支援者(当事者)の適応度を評定します。評定は支援が必要な度合いを数値で表し画面表示されます。